

令和6年第1回

おいらせ町議会臨時会

会議録第1号

おいらせ町議会 令和6年第1回臨時会記録

おいらせ町議会 令和6年第1回臨時会記録				
招集年月日	令和6年5月2日(木)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開会	令和6年5月2日 午前10時05分 議長宣告			
閉会	令和6年5月2日 午前11時51分 議長宣告			
応招議員	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	小向幸祐	2番	大浦陽子
	3番	小笠原伸也	4番	沢尾宏之
	5番	柏崎勉	6番	佐々木勝
	7番	澤上訓	8番	木村忠一
	9番	田中正一	10番	日野口和子
	11番	平野敏彦	12番	檜山忠
	13番	川口弘治	14番	西館芳信
	15番	吉村敏文	16番	松林義光
不応招議員	なし			
出席議員	15名			
欠席議員	5番 柏崎 勉			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	成田 隆	副町長	小向 仁生
	総務課長	成田 光寿	政策推進課長	田中 貴重
	財政管財課長	田中 淳也	まちづくり防災課長	久保田 優治
	税務課長	堤 雅之	町民課長	松山 公士
	保健子ども課長	鈴木 政康	介護福祉課長	澤頭 則光
	農林水産課長	柏崎 和紀	商工観光課長	柏崎 勝徳
	地域整備課長	岡本 啓一	会計管理者	小向 正志
	病院事務長	栗嶋 泰幸	教育委員会教育長	松林 義一
	学務課長	福田 輝雄	社会教育・体育課長	三村 俊介
	選挙管理委員会委員長	田中 直喜	選挙管理委員会事務局長	成田 光寿
	農業委員会会長	松林 勝智	農業委員会事務局長	柏崎 和紀
	監査委員	柏崎 堅一	監査委員事務局長	佐々木 拓仁

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	佐々木 拓 仁	事務局 次 長	木 村 英 樹
	事務局 主 幹	原 本 愁 子		
町 長 提 出 議 案 の 題 目	1 報告第 1号	専決処分の報告について (自動車事故に係る損害賠償の額の決定について)		
	2 承認第 1号	専決処分の承認を求めることについて (おいらせ町町税条例の一部を改正する条例について)		
	3 承認第 2号	専決処分の承認を求めることについて (おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)		
	4 承認第 3号	専決処分の承認を求めることについて (おいらせ町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について)		
	5 承認第 4号	専決処分の承認を求めることについて (令和5年度おいらせ町一般会計補正予算(第8号)について)		
	6 議案第29号	水槽付消防ポンプ自動車(百石第4分団)購入契約の締結について		
	7 議案第30号	損害賠償の額の決定及び和解について		
	8 議案第31号	令和6年度おいらせ町一般会計補正予算(第1号)について		
議 員 提 出 議 案 の 題 目	1	委員会の閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)		
開 議	午前10時05分			
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付)			
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。			
	2 番	大 浦 陽 子		議 員
	3 番	小 笠 原 伸 也		議 員

議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開会宣言	松林議長	<p>おはようございます。</p> <p>今臨時会前に、議員の皆様今年度の新採用町職員の紹介及び異動があった課長の紹介をしたい旨、申入れがありましたので、これを許します。</p> <p>[新採用町職員及び異動課長の紹介]</p>
	事務局長 (佐々木拓仁君)	<p>改めまして、おはようございます。</p> <p>修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。ご着席ください。</p> <p>議場内の皆様をお願い申し上げます。</p> <p>議場内では携帯電話等の電源を切るか、マナーモードに設定くださるようお願いいたします。</p>
	松林議長	<p>ただいまの出席議員数は15人です。定足数に達しておりますので、これより令和6年第1回おいらせ町議会臨時会を開会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(開会時刻 午前10時05分)</p>
	松林議長	<p>直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>なお、5番、柏崎 勉議員は欠席であります。</p>
	松林議長	<p>本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p>
議事日程 報告	松林議長	<p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>本臨時会の会議録署名議員は、2番、大浦陽子議員及び3番、小笠原伸也議員を指名いたします。</p>
会議録署名 議員の指名	松林議長	
会期議題	松林議長	<p>日程第2、会期の決定を議題といたします。</p> <p>会期決定の前に、議会運営委員会の報告を求めます。</p>

<p>委員長報告</p>	<p>川口議会運営委員長</p>	<p>委員長、演壇にてお願いします。 議会運営委員長。</p> <p>議会運営委員会より報告いたします。</p> <p>去る4月15日告示、本日招集されました令和6年第1回おいらせ町議会臨時会の会期等について、本日5月2日午前9時半から議会運営委員会を開催し、審査した結果、本臨時会の会期は、別紙配付の「会期及び審議予定表」のとおり、本日5月2日の1日とすることに決定いたしました。</p> <p>本日、2日木曜日は審議予定表のとおり議案等の一括上程及び議案審議となります。</p> <p>以上のとおり進行してまいりたいと思いますので、何とぞ議員各位のご理解とご協力を賜り、当委員会の決定にご賛同くださいますようお願い申し上げます。</p>
	<p>松林議長</p>	<p>議会運営委員会の報告が終わりました。 お諮りいたします。</p> <p>本臨時会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり、本日5月2日の1日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***「なし」の声***</p>
<p>諸般の報告</p>	<p>松林議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本臨時会の会期は、本日5月2日の1日とすることに決しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告をいたします。</p> <p>議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付しているとおりです。ご了承ください。</p> <p>なお、本臨時会の会期中は、円滑な議案審議及び広報写真の撮影のため、関係職員の議場内出入りをすることの許可を与えておりますので、各議員にご報告しておきます。</p>
<p>議案の一括上程</p>	<p>松林議長</p>	<p>日程第4、議案等の一括上程について。</p> <p>報告第1号、承認第1号から承認第4号及び議案第29号から議案第31号まで、以上8件を一括上程いたします。</p>

<p>提案理由の説明</p>	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長から提案理由の説明を求めます。 演壇にてお願いします。 町長。</p> <p>おはようございます。議員各位には、何かとご多用のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>それでは、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>初めに、報告第1号、自動車事故に係る損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告についてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、令和5年12月18日に発生した、町職員運転の町所有車両と一般車両との自動車事故について、人身損害に対する賠償額が確定したため、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について、第1号の規定に基づき、去る4月4日付で専決処分を行ったので、同条第2項の規定により報告するものであります。</p> <p>次に、承認第1号、おいらせ町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、令和6年度税制改正による地方税法等の一部を改正する法律等が本年3月30日に公布、同年4月1日から施行されたこと等に伴い、本条例に所要の改正を行うため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、去る3月30日付で専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるとのものです。</p> <p>次に、承認第2号、おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、令和6年度税制改正による地方税法施行令の一部を改正する政令等が本年3月30日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例に所要の改正を行うため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、去る3月30日付で専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるとのものです。</p> <p>次に、承認第3号、おいらせ町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p>
----------------	-----------------------	---

	<p>本件は、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正が本年3月30日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例に所要の改正を行うため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、去る3月30日付で専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。</p> <p>次に、承認第4号、令和5年度おいらせ町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、既定予算の総額に1,433万8,000円を追加し、予算の総額を123億5,788万9,000円としたもので、去る3月29日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>主な内容は、歳出では、子ども・子育て支援事業に係る令和4年度実績確定に伴う国庫補助金の返還金を計上し、歳入では、金額の把握時期が3月となる地方消費税交付金、特別交付税などについて増額したほか、財源調整のため財政調整基金繰入金を減額したものであります。</p> <p>次に、議案第29号、水槽付消防ポンプ自動車（百石第4分団）購入契約の締結についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、藤ヶ森地区の百石第4分団に配置している水槽付消防ポンプ自動車の老朽化により更新するもので、去る4月22日に株式会社八戸鉄工所ほか6者による指名競争入札を執行したところ、7,227万円で株式会社八戸鉄工所が落札者と決定したので、この契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。</p> <p>次に、議案第30号、損害賠償の額の決定及び和解についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、令和6年2月28日に発生した大雪に伴う町管理防災林の枝折れによる隣接地事業者所有物件の破損事故について、その損害賠償の額を決定し和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により提案するものであります。</p> <p>次に、議案第31号、令和6年度おいらせ町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定予算の総額に3億5,053万7,000円を追加し、予算の総額を118億5,053万7,000円とするものであ</p>
--	--

<p>当局の説明</p>		<p>ります。</p> <p>主な内容は、歳出では、国が実施する物価高騰対応事業に伴い、定額減税調整給付金及び住民税均等割課税世帯等支援給付金を計上し、歳入では、補助率100%の国庫補助事業のため、歳出と同額を国庫支出金に計上するものであります。</p> <p>以上、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、審議の過程におきまして、本職をはじめ担当課長に説明させますので、何とぞ慎重にご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。</p>
	<p>松林議長</p>	<p>以上で提案理由の説明が終わりました。</p>
	<p>松林議長</p>	<p>日程第5、報告第1号、専決処分の報告についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
	<p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>それでは、報告第1号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書5ページから7ページをご覧ください。</p> <p>本件は、町職員が運転する町所有車両と一般車両との自動車事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定第1号の規定により、去る4月4日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>概要であります、7ページにありますとおり、昨年12月18日午前10時25分頃、中下田地内の青い森鉄道木内々踏切前において一時停止していた相手方車両の後方で、町職員が運転していた町所有車両が路面凍結のため止まり切れず追突し、相手方車両のバックドアとリアバンパー等を破損させるとともに、運転者を負傷させたものであります。</p> <p>今回専決処分を行ったのは、人身損害に関する損害賠償額28万7,795円で、町の過失割合は100%、本年4月4日に示談が成立したものであります。</p> <p>なお、相手方車両破損に係る物的損害の賠償額は77万3,700円で、さきの町議会3月定例会において議決を経て賠償済みであり、</p>

質疑	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>このたびの専決処分をもって当該事故に関する物的損害と人身損害の双方を終えることとなります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>11番。</p> <p>おはようございます。11番です。</p> <p>私はこの報告の中で、事故の概要を見れば100%町側に過失があったということで、補償の部分についてもいいんですけども、私は当事者となった運転手、その人個人が法的な処罰を受けたのかどうか。例えば免許停止とか、そういう処分になったのか。この辺の内容についてお聞かせいただきたいと思います。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>平野議員の質問にお答えいたします。</p> <p>事故を起こした職員の法的な関係でございますが、免許停止等は一切ございません。免許の点数も引かれておりません。行政処分のほうも零点ということで確認をしております。</p> <p>以上です。</p>
	<p>松林議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>ほかにごございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p>
	<p>松林議長</p>	<p>なしと認め、本件についての質疑を終わります。</p> <p>以上で報告第1号を終わります。</p>
	<p>松林議長</p>	<p>日程第6、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>税務課長。</p>
当局の説明	<p>税務課長</p>	<p>それでは、承認第1号についてご説明申し上げます。</p>

	(堤 雅之君)	<p>議案書は 8 ページから 26 ページ、新旧対照表は 46 ページから 73 ページになります。</p> <p>本件は、令和 6 年度税制改正による地方税法等の一部を改正する法律等が本年 3 月 30 日に公布となり、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、本条例に所要の改正を行うため、地方自治法第 179 条第 1 項に基づき、令和 6 年 3 月 30 日付で専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。</p> <p>その主な改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、46 ページをご覧ください。</p> <p>上段の第 34 条の 7、寄附金税額控除においては、公益信託の見直しに伴う所得税法の規定の見直しに伴い、町民税にかかる規定の整備を行ったものであります。</p> <p>下段の第 51 条町民税の減免においては、天災その他特別の事情がある場合等において、職権による減免を可能とする規定の整備を行ったものであります。</p> <p>47 ページをご覧ください。</p> <p>上段の第 56 条ですが、中段にあります私立学校法の改正が行われたことにより、引用する条項を改正したものであります。</p> <p>48 ページをご覧ください。</p> <p>中段の第 71 条固定資産税の減免と下段の第 139 条の 3、特別土地保有税の減免においては、先ほどの第 51 条と同様に、天災その他特別の事情がある場合等において、職権による減免を可能とする規定の整備を行ったものであります。</p> <p>49 ページをご覧ください。</p> <p>中段の附則第 4 条の 2、公益法人等に係る町民税の課税の特例においては、公益信託の見直しに伴う地方税法の規定の削除に伴い、これを引用する当該規定を削除したものであります。</p> <p>下段の附則第 5 条の 2、令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例においては、51 ページ上段までになりますが、令和 6 年能登半島地震の被災者に係る町民税の特別措置として、地震の災害により住宅や家財等の資産について損失が生じた場合は、令和 5 年中に損失が生じたものとして取り扱うことができることとしたものであります。</p> <p>中段の附則第 7 条の 5、令和 6 年度分の個人の町民税の特別税額</p>
--	---------	--

	<p>控除においては、政府が掲げる「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を踏まえた、いわゆる「定額減税」として実施される町民税にかかる特別税額控除に係る規定が新設されたことに伴い、必要となる規定の整備を行ったものであります。</p> <p>また、定額減税の一環として新設される条項は、このほか52ページ上段の附則第7条の6、54ページ下段の附則第7条の7、少し飛びまして61ページ上段の附則第7条の8までとなります。</p> <p>なお、定額減税で減税し切れない場合に差額相当を給付する調整給付金にかかる予算につきましては、本臨時会における議案第31号、令和6年度おいらせ町一般会計補正予算(第1号)に計上してありますことを申し添えます。</p> <p>61ページ中段の附則第8条肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例においては、特別税額控除の算定に用いる町民税所得割の額について、法律改正に合わせて当該規定の読み替えと引用条項の移動による改正を行ったものであります。</p> <p>また、62ページ上段の附則第10条の2第14号から63ページ上段の第28号までは、附則第8条と同様に法律改正に合わせて引用条項の移動による改正を行ったものであります。</p> <p>上段の附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告においては、第3項に、認定長期優良住宅に係る特例について申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定を新設したものであります。</p> <p>また、第4項から64ページ下段の第14項までは、法律改正に合わせて引用条項の移動による改正を行ったものであります。</p> <p>65ページをご覧ください。</p> <p>中段の附則第11条土地に対して課する各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義においては、見出しの適用期限について固定資産税の評価替えに伴い3年間延長し、令和6年度から令和8年度までとしたものであります。</p> <p>また、法律改正に合わせて期間延長が行われる条項は、このほか、下段の附則第11条の2、66ページ上段の附則第12条、68ページ中段の附則第13条、69ページ上段の附則第15条までとなります。</p> <p>70ページをご覧ください。</p>
--	---

		<p>上段の附則第16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例においては、第3項第5号に、特別税額控除の対象となる町民税所得割の額について、上場株式等の配当所得の分離課税分の町民税所得割の額を含める読み替え規定を追加したものであります。</p> <p>なお、これ以降73ページまでが、定額減税の一環として町民税所得割の額を含める読み替え規定を追加したものとなります。</p> <p>このほか、地方税法等の改正に伴う引用条項や字句・用語等の整理を行ったものであります。</p> <p>議案書の24ページをご覧ください。</p> <p>下段の本改正条例の附則第1条では、この改正条例の施行日については、地方税法等の一部を改正する法律の施行日に合わせて令和6年4月1日としております。ただし、第1号及び第2号に規定する条項等に関しては、それぞれに規定する施行日となります。</p> <p>また、25ページ上段の附則第2条と中段の附則第3条では、それぞれ町民税と固定資産税の改正規定の適用に関する経過措置を規定しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>14番。</p> <p>14番、西館です。</p> <p>三、四点ほど教えていただけないでしょうか。</p> <p>まず第1に、国の法律の改正を受けて条例を定めてということに当然なるわけですがけれども、何で今これなのか、こういう世の中だから、いろいろ国の趣旨というか目的があるかと思えますけれども、見たら何か、かつてのデフレ経済に日本の経済を戻さないためなんということ書いてあったんですが、いやデフレ、私デフレ、物価がちゃんと安定していたときの話じゃないかと。今になって消費をあおるための政策なのかな、民生生活の安定とはちょっとかけ離れているんじゃないかなという思いを持ちました。ですから、国の趣旨とするところ、目的とするところ、その背景をもう1回確認したいのが1つです。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>14番 (西館芳信君)</p>	

<p>答弁</p>	<p>松林議長 税務課長 (堤 雅之君)</p>	<p>それから2つ目、10ページに特別土地保有税を減免云々ともあります。これ、かつて私どものおいらせ町都市計画区域の中で、市街化区域、市街化調整区域、それから線引きされていないところという3つに分かれていたわけですが、今はそれがなくなってきて、特別用途制限地域と、それから用途地域と2つに変わってしまったわけです。この変化によって、この特別土地保有税5,000平米だとか1万平米だとかという要件と絡めて、どういうふうに変わってきて、本当に恥ずかしいんですけども決算書をちょっと度忘れして、これ、どれぐらい年間の収入ありましたっけ。そして何件ぐらいからこれを徴収していたか。それを2つ目をお願いいたします。</p> <p>それから、3つ目は13ページ、特別税額控除対象納税義務者ということで、この用語の意義ですね。見たら1,805万円だとか給料のみの方は2,000万円以下だという、国の法律の基準ということで載っていたのをちらっと見たんですが、何とも把握できないということで、これは私どもの町民からすれば、かなりのパーセンテージでこの義務者に該当するのかなと思いますし、もし該当すればどれぐらいの減額が予想されるのか、それが3つ目です。</p> <p>それから、4つ目は26ページの上から4行に都市再生特別措置法等の一部を改正する法律とあります。私はこの都市再生特別法というのは、ほとんどその趣旨からして都市の国際化の競争力だとか、防災はありますけれども、コンパクトに、それこそ都市機能を集中させてやっていく。もう大都会のことだなと思っておりました。そしたら、恐らく関連の条例はないんですけども、法律だから日本中のどこにでもこれは適用されると解釈するんですが、私どもの町でもってこれと関連するような、適用されるようなもっと具体的な事柄。</p> <p>それからもう一つ、滞在快適性等向上施設等とありますけれども、これについて教えていただければと思います。</p> <p>以上4点お願いします。</p> <p>税務課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>まず初めに、デフレ脱却に係る背景ということですが、これという背景を具体的に挙げることは非常に難しいところでありま</p>
-----------	---------------------------------------	--

		<p>すけれども、昨今の経済状況を踏まえた国の対策ということになるかと思えます。</p> <p>続きまして、特別土地保有税の件数等におきましては、申し訳ございませんが、今書類等を用意しておりません。お答えできないという状況になります。</p> <p>続いて、減税にかかる額、どの程度になるのかという質問かと思いましたがけれども、納税義務者がおよそ1万人ほどいらっしゃいます。この1人に対して4万円の減税ということですので、単純に計算しますと4億円分、ただしこれが全部減税されるわけではなくて、減税し切れない分は調整給付金として給付いたします。その分が予算にも計上してありますが、約2億5,000万円です。ということは、逆算しますと減税分は1億5,000万円程度かと計算されます。</p> <p>もう1点ありました。大変申し訳ございません。</p> <p>西館議員、4点目もう一度お願いします。</p> <p>都市再生特別措置法というのは、具体的に私どもの町にはほとんど関わりのないものと思っておりましたが、こういうふうに出てきて、私どもの町に適用される施行の形だとか、こういうことで我が町に主に関係あるよというのがあったら、お知らせください。</p> <p>それから、滞在快適性等向上施設というのが、これが何なのか教えてください。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>14番 (西館芳信君)</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>非常にお答えしにくいんですけれども、この都市再生の部分に該当するものがあるのかどうかについては、確認しておりません。ちょっとここではお答えできないということになります。申し訳ございません。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>14番 (西館芳信君)</p>	<p>14番。</p> <p>2番目の質問で、私どもの町、特別土地保有税の関係ですけれども、三、四年前に土地の利用計画変わりました。単なる今までの区割りから特別用途制限地域が出てきました。そしてまた用途地域とい</p>

		<p>うことで、建築基準法上の地区もあるということで、従来、それ以前に特別土地保有税は徴収されていたわけですから、私としてはいろんな観点から、5,000平米だとか1万平米という数字そのものも変わってもいいし、それから付加される係数そのものが変わってもいいのではないかという思いがありますけれども、そこをちょっと今答えてもらえませんでしたので、そこをお願いします。</p> <p>それから2番目が、特別税額控除対象者ということで4億円、単純に計算すればということですが、これ世帯数からいくと何でそうなるのか、単に所得割ということで1,805万円を超える人はほとんどないから、もう100%に近いと解釈していいのかなどか、そこ2つだけ、申し訳ありませんをお願いします。</p>
答弁	<p>松林議長 税務課長 (堤 雅之君)</p>	<p>税務課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>今現在、特別土地保有税として徴収しているものはございません。過去がどうであったかというところまではちょっと分かりませんが、今現在は無いということで確認しております。</p> <p>あとは、よろしいでしょうか。</p>
答弁	<p>松林議長 税務課長 (堤 雅之君)</p>	<p>何質問したか教えてもいいんだよ、課長さん方が。</p> <p>税務課長。</p> <p>4億円と先ほど説明しました。住民税の納税義務者数が約1万人おります。ですので、1人当たり合計4万円の減税になりますので、1万人掛ける4万円で4億円という計算になります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>松林議長 14番 (西館芳信君)</p>	<p>14番。</p> <p>これまで決算書を見て、特別土地保有税徴収されているなど私自身は思っていました。最初徴収してから10年超えれば、もう対象外になるよということで、町のあれが全て10年超えたと思っていかな。でも土地の売却とかそういうのは、ばんばんあるわけですから、完全に消える気はしないんだけど、そこちょっと分か</p>

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>税務課長 (堤 雅之君)</p>	<p>る、ゼロというのは本当ですかと言いたいです。</p> <p>あとそれから住民税の所得割とかそういうので、これ、あれしていると思うんですけども、住民税払っている人たちの100%がこれに該当すると、この特別控除対象納税義務者に該当するということが簡単に考えてよろしいんですか。最後そこをお願いします。</p> <p>税務課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>納税義務者全てがこの定額減税と調整給付金に該当するわけではなくて、その中で住民税の基本割のみかかっている方、あるいは住民税非課税の方は定額減税と給付金から除かれまして、介護福祉課所管の別の制度での救済といたしますか、支給になるものであります。</p> <p>以上です。</p> <p>特別土地保有税ですけども、私もちょっと日が浅くて前任の課長にも確認したところですけども、今現在ないというのは確かでありまして、全て10年経過したものと認識しております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p> <p>松林議長</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>11番。</p> <p>私は、参考資料のほうでお聞きします。</p> <p>46ページのところで町民税の減免とあります。今改正になったのが、町長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ町民税を減免する必要があるとする場合はこの限りでないという内容が、この内容をもう1回説明いただきたいと思っております。</p> <p>それから48ページのところですが、同じく下のほうで改正になった、町長が、減免する当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかである場合、特別保有税を減免する必要があると認めると、こういう場合は減免になりますよというのを教えていただきたい。2点。</p> <p>税務課長。</p>

<p>答弁</p>	<p>税務課長 (堤 雅之君)</p>	<p>お答えいたします。 まず町民税の減免の部分ですけれども、通常、減免を行う場合には申請が必要であります。これに対して、例えばですけれども、今回の能登半島地震のように、もう家が壊れました、人がどこにいるか分かりませんという状況になった場合に、もう明らかにそのものがないとか市町村で認める場合においては、申請をなくして、職権により減免できるという規定になります。 もう一つの……申し訳ありません。特別土地保有税に関する減免に関しても、先ほどと同じ理由になります。 以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長 11番 (平野敏彦君)</p>	<p>11番。 同じ理由だということですが、もう1回確認しますが、能登半島地震のようにとありました。申請者がいない、町が職権でと。申請者がいないというのは亡くなったということなのか、町内にいないということなのか、所有者が確認しなくても職権で減免できるということなのか、この辺もうちょっと詳しくお願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長 税務課長 (堤 雅之君)</p>	<p>税務課長。 お答えいたします。 住んでいる方が亡くなったのか、今どこにいるのか分からないのかとか、そういう細かい規定まではございません。市町村で明らかに、もうそのものがないとか認められる場合においてということで、ご理解いただければと思います。 以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長 11番 (平野敏彦君)</p>	<p>11番。 全て、そうすると自治体の判断でやるということになるんですか。確認事項とかそういうものというのは、実際に建物がなくなった、人も確認が取れない、そういうことだけで減免できると理解していいんですか。</p>

答弁	松林議長	税務課長。
	税務課長 (堤 雅之君)	多大な被害等が明らかである場合とか、そういった場合に、先ほど申し上げましたとおり市町村の判断によるものをご理解いただければと思います。 以上です。
	松林議長	ほかにごいませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから承認第1号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。 暫時休憩します。 (休憩 午前10時51分)
	松林議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (再開 午前11時10分)
松林議長	なお、町長は別件公務により欠席との申出がありましたので、ご報告いたします。 日程第7、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 税務課長。	
当局の説明	税務課長 (堤 雅之君)	それでは、承認第2号についてご説明申し上げます。 議案書は27ページから29ページ、新旧対照表は74ページか

	<p>松林議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>ら75ページになります。</p> <p>本件は、令和6年度税制改正による地方税法等施行令の一部を改正する政令等が、本年3月30日に公布となり、同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例に所要の改正を行うため地方自治法第179条第1項に基づき、令和6年3月30日付で専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。</p> <p>改正内容につきましては新旧対照表で説明しますので、74ページをご覧ください。</p> <p>まず、第2条に規定する国民健康保険税の課税額のうち、中段の第3項ただし書に規定する後期高齢者支援金等課税額の限度額を改正前の22万円から24万円に上げたものであります。</p> <p>これにより、引上げのなかった第2条第2項ただし書の基礎課税額の限度額65万円及び同条第4項ただし書に規定する介護納付金課税額の限度額17万円を加えた国民健康保険税の課税限度額は、改正前の104万円から106万円になり、計2万円の引上げになったものであります。</p> <p>次に、同じく74ページ下段の第23条をご覧ください。</p> <p>国民健康保険税の減額を規定するものですが、次の75ページになりまして、上段の第1項第2号では5割軽減の判定所得の加算額を改正前の29万円から29万5,000円に、同じく第3号では2割軽減の判定所得の加算額を改正前の53万5,000円から54万5,000円にそれぞれ引き上げ、基準額の見直しをしたものであります。</p> <p>議案書の29ページをご覧ください。</p> <p>中段の附則ですが、第1項では、本改正条例の施行日を本年4月1日としております。また、次の附則第2項では、改正後の条例規定は令和6年度分の保険税から適用し、令和5年度分までは従前のとおりとする旨の適用区分を設けております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p>
--	--------------------------	--

当局の説明	松林議長	なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 これから、討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから、承認第2号について採決をいたします。 本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。
	松林議長	日程第8、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 税務課長。
	税務課長 (堤 雅之君)	それでは、承認第3号についてご説明申し上げます。 議案書は30ページから32ページ、新旧対照表は76ページから77ページになります。 本件は、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正が本年3月30日に公布となり、同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例に所要の改正を行うため、地方自治法第179条第1項に基づき、令和6年3月30日付で専決処分したもので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認をを求めるものがあります。 改正内容につきましては新旧対照表で説明しますので、76ページをご覧ください。 第2条の課税免除に関する規定では、その適用期限を令和6年3月31日から2年間延長し、令和8年3月31日としたものであります。 議案書の32ページをご覧ください。 上段の最終行、附則において、本改正条例の施行期日は、国の省令の施行日と同様の本年4月1日としております。 以上で説明を終わります。

<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>14番 (西館芳信君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>14番。</p> <p>14番、西館です。2点お願いいたします。</p> <p>30ページの一番上のほうに、おいらせ町地方活力向上地域と出てきますけれども、これ本当に確認ですけれどもね。おいらせ町の中に地域活力向上地域があるということにはならないと思います。恐らく人口減少の局面に入っている地域全般、もうこの法の趣旨が東京の一極集中是正ということであれば、物すごい範囲でこの地方活力向上地域というのは定められていると思うんですが、この定義というか、どういうことでこれを決めて、どういうところだよと、おいらせ町と冠ついていますけれども、これは関係ないんだと。地方活力向上地域というのは、日本中見たら東京以外の全てだよという説明でもいいですし、お知らせ願えればと思います。</p> <p>それから2点目が、町長の提案理由書を見て初めて気がついたんですが、3ページに、本件は地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正とありますけれども、これ地方公共団体等を定める省令というのがあるわけですが、地方公共団体を定めるというのは、かつてもう定めてあるか、これから新しく定めるのか、恐らく地域再生法の中で実現しようとしていることを、こういうふうな組織、団体、機関を新たに設置して地方公共団体等という枠にはめて、いろんな施策を推進していくということになるかと思いますが、かつてのことを指しているのか、これから新しく定めるものを指しているのか、そしてそれは地方公共団体等とはどういう機関があるのか、教えていただければと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>税務課長 (堤 雅之君)</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>まず1点目、地方活力向上地域とはという質問かと思いますが。こちらは、おいらせ町ではございません。お見込みのとおりでございます。日本全国都道府県の中で、東京と神奈川県を除いた道府県が対象になるものと認識しております。</p> <p>続きまして、地域再生法の省令は、かつてかこれからかというご質問かと思いますが、これは、かつてかこれからかということであ</p>

		<p>れば、かつてになります。今回2年延長する改正になっておりますけれども、2年前も同様に、この省令で2年延長の改正をしております。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>14番 (西館芳信君)</p>	<p>14番。</p> <p>大変よく分かりました。ただ1つ、2問目のほうの地方公共団体等ということで、この法の趣旨を実現すべく組織だとか団体だとか機関、もしこういうのが設置されているんだよというのが分かれば、国のこれに対する姿勢というか、もくろみがある程度分かるような気がしますので、後でということであれば後でもいいんですが、お願いします。</p>
答弁	<p>税務課長 (堤 雅之君)</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>この省令のタイトルにある地方公共団体等の「等」は何かというご質問かと……等ではないですね。</p> <p>そうであれば、最初に答弁したとおりでもございますけれども、日本全国47都道府県の中で、東京と神奈川県を除いた道府県がこの地方公共団体に入るものと認識しております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>13番 (川口弘治君)</p>	<p>ほかにございますか。13番。</p> <p>13番です。</p> <p>今、西館議員からも質問あった内容にちょっと関連というか、この文言の説明をちょっとお聞きしたいと思います。</p> <p>76ページに書いてある地方活力向上地域等特定業務施設整備事業。これは計画にのっとって認定されるというもの、そういった事業者を指しているのか。それで先ほどの西館議員の質問になった地方自治体等。この地方自治法に本丸というか、地域再生というものでこの計画を国が認定した、例えばそういう団体、例えばそういう計画を持って申請して認められた団体が、地方においてそういう地方再生を名目にして事業を申請をして認められた場合には、減免措置がありますよということなのか、その辺お聞きいただきたいと思</p>

<p>答弁</p>	<p>松林議長 税務課長 (堤 雅之君)</p>	<p>います。</p> <p>税務課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>お見込みのとおり、この地域再生計画に基づいて行う事業が対象となります。それで、具体的にどのような事業が対象になるのかと申しますと、例えば東京の中に本社がある会社が、その本社機能を認められた地域のほうに移転をして、そういった移転をする事業を行ったものに対しては固定資産税を3年間免除するという、そのような事業の内容になっております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長 13番 (川口弘治君)</p>	<p>13番。</p> <p>分かりました。これ全国の地方自治体というか地方において、検証として多分これが対象になる、同じことになるかどうかは分かりませんが、例えば海外のそういう政府機関、または海外のメーカー、またはNPO・NGO、そういったものが国で申請されて、地方に工場なり事業を起しているという、そういった事例があちこちであると思うんですが、そういったことを法律では、うちの町ではまだそういう事例がないかとは思いますが、減免をされて事業を展開していると。そういった状況の整備なのかなと思いますけれども、他町村近隣でそのような事業展開をしている、これを適用されてそういった国内または海外の事業者が実績があるかどうか、その辺お分かりになりましたら、お願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長 税務課長 (堤 雅之君)</p>	<p>税務課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>おいらせ町内において、該当は現在ございません。周辺の市町村とはいうことですが、恐らくということにはなりますが、ないものと思っております。ただ、大きい市になれば、もしかすればあるのかもしれませんが、私の知り得る範囲ではございません。</p> <p>以上です。</p>

答弁	<p>松林議長</p> <p>商工観光課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>商工観光課長。</p> <p>税務課長の答弁に多少補足をして答弁したいと思いますけれども、先ほど議員ご質問の、海外の政府機関とかメーカー、NPO・NGOということでお話ございましたけれども、当条例に関する地域活力向上地域の関係につきましては、東京23区に本社がある会社、これが本社機能を例えばおいらせ町に移転する場合の一つ。もう一つは、既においらせ町に立地している事業者が、その本社機能を拡大する場合という条件でもって税の優遇措置を受けるということでございますので、ご質問の海外の事業所、あるいはメーカーとかそういうところに関しては、海外から直接おいらせ町に来たという場合は、この特例措置には該当しないということでご理解いただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>13番 (川口弘治君)</p>	<p>13番。</p> <p>ありがとうございます。商工観光課長さんからの説明で、実態として、籍は日本の籍である事業所、会社。株式等の中身を見れば、株式会社等は公開されていますので、株式、株主割合とかが分かると思うんですが、合資会社というのがありまして、合資会社となるとこれ公開されないんですね。名前は代表者日本人であっても海外が、ほとんど今、海外投資を国ではあつせんしていますので、そういった意味では、実質所有はそういう海外の方々、投資家、投資されてですね。名前は日本企業名だけでも、その辺を、それがどうなのかというのは別に言いませんけれども、そういう実態がありますよということを認識してほしいなと思います。</p>
	<p>松林議長 (議員席)</p> <p>松林議長</p>	<p>ほかに質問ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>これから、討論を行います。討論ございませんか。</p>

当局の説明	(議員席) 松林議長	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから、承認第3号について採決をいたします。</p> <p>本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
	(議員席) 松林議長	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
	松林議長	<p>日程第9、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>財政管財課長。</p>
	財政管財課長 (田中淳也君)	<p>それでは、承認第4号についてご説明いたします。</p> <p>議案書は33ページから37ページになります。</p> <p>本件は、既定予算の総額に1,433万8,000円を追加し、予算の総額を123億5,788万9,000円としたもので、去る3月29日付で専決処分を行ったものです。</p> <p>歳入歳出の内容についてご説明いたします。</p> <p>別冊の令和5年度一般会計補正予算(第8号)に関する説明書、(令和6年3月29日専決)をご用意ください。</p> <p>まず、歳入の主な内容になります。</p> <p>6ページをご覧ください。</p> <p>7款1項1目地方消費税交付金4,670万6,000円の増額及び7ページ、11款1項1目特別交付税6,939万4,000円の増額は、交付額確定により計上したものです。</p> <p>19款2項1目財政調整基金繰入金1億3,260万4,000円の減額は、当補正予算に係る財源調整として計上したものです。</p> <p>なお、令和5年度末の財政調整基金残高は、19億8,227万6,000円となる見込みです。</p> <p>次に、歳出の内容についてご説明いたします。</p> <p>8ページをご覧ください。</p> <p>3款2項1目児童福祉総務費の22節国庫返還金1,433万8,000円の増額は、子ども・子育て支援事業に係る令和4年度実績</p>

		<p>確定に伴い計上したものです。</p> <p>なお、この予算補正に関しましては、議会を招集する時間的猶予がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により町長の専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	松林議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、歳入歳出全般の質疑を行います。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。</p> <p>一般会計補正予算（第8号）に関する説明書、5ページから8ページです。質疑ございませんか。</p>
	(議員席)	<p>***「なし」の声***</p>
	松林議長	<p>なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。</p> <p>以上で本件についての質疑を終わります。</p> <p>これから、討論を行います。討論ございませんか。</p>
	(議員席)	<p>***「なし」の声***</p>
	松林議長	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから、承認第4号について採決をいたします。</p> <p>本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
	(議員席)	<p>***「なし」の声***</p>
	松林議長	<p>異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
	松林議長	<p>日程第10、議案第29号、水槽付消防ポンプ自動車（百石第4分団）購入契約の締結についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>まちづくり防災課長。</p>
当局の説明	<p>まちづくり防災課長</p> <p>(久保田優治君)</p>	<p>それでは、議案第29号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の38ページと39ページをご覧ください。</p> <p>また、入札結果については78ページに載せておりますので、併</p>

		<p>せてご覧ください。</p> <p>本案は、藤ヶ森地区の百石第4分団に配置している水槽付消防ポンプ自動車更新のため、去る4月22日に株式会社八戸鉄工所ほか6者により指名競争入札を執行したところ、7,227万円で株式会社八戸鉄工所が落札者と決定しましたので、この契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。</p> <p>百石第4分団に配置している消防車両は、平成3年3月に配備したもので既に33年を経過し、車両の老朽化及びポンプ等の老朽化が懸念されており、車両更新整備を行い、火災をはじめとした災害等発生時の迅速かつ適切な対応など、消防体制の充実・強化を図るものであります。</p> <p>なお、購入予定の車両は、現在の車両とほぼ同等の仕様で、2,000リットル容量の水槽を搭載するもので、納入期限は令和7年3月31日となっております。</p> <p>説明は、以上となります。</p> <p>松林議長 説明が終わりました。 これから、質疑を受けます。質疑ございませんか。</p> <p>(議員席) **「なし」の声**</p> <p>松林議長 なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから、討論を行います。討論ございませんか。</p> <p>(議員席) **「なし」の声**</p> <p>松林議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから、議案第29号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(議員席) **「なし」の声**</p> <p>松林議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>松林議長 日程第11、議案第30号、損害賠償の額の決定及び和解につい</p>
--	--	---

<p>当局の説明</p>	<p>(議員席)</p>	<p>これから、議案第30号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>松林議長</p>	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。</p>
	<p>松林議長</p>	<p>日程第12、議案第31号、令和6年度おいらせ町一般会計補正予算(第1号)ついてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 財政管財課長。</p>
	<p>財政管財課長 (田中淳也君)</p>	<p>それでは、議案第31号についてご説明いたします。 議案書は42ページから44ページになります。 本案は、既定予算の総額に3億5,037万7,000円を追加し、予算の総額を118億5,053万7,000円とするものです。 主な歳入歳出予算の内容についてご説明いたします。 別冊の令和6年度一般会計補正予算(第1号)に関する説明書をご用意ください。 歳出の内容からご説明いたします。 6ページをご覧ください。 2款3項1目税務総務費の19節定額減税調整給付金2億4,966万円の追加及び7ページ、3款1項1目社会福祉総務費の19節住民税均等割課税世帯等支援給付金8,750万円の追加は、国の物価高騰対応事業の実施に伴い計上するものです。 次に、歳入の主な内容についてご説明いたします。 ページが前のほうに戻り、5ページをご覧ください。 15款2項1目総務費国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方交付金3億5,053万7,000円の増額は、歳出で説明した事業を実施するため、全額国庫補助として計上するものです。 ページが後ろのほうに飛び、8ページをご覧ください。 給与費明細書には、給与費に係る今回の補正内容を集計、反映したものです。 最後に、9ページの補正予算の主な内容は、予算案審議の参考と</p>

質疑	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>して、ただいまご説明した主な内容の個別説明を掲載したものです。 以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。 これより、歳入歳出全般の質疑に入ります。 質疑は事項別明細書により行います。一般会計補正予算（第1号）に関する説明書5ページから8ページになります。給与費明細書も含めます。質疑ございませんか。</p> <p>11番。</p> <p>説明資料の9ページのところで質問をさせていただきます。 民生費のところで、低所得世帯1世帯当たり10万円、これが何件になっているのか。 それから、同じく18歳以下の児童1人当たり5万円、これが対象者が何人なのか。 それから、徴税費のところの個人住民税の定額分の金額、これが何件なのかをお知らせいただきます。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>介護福祉課長 (澤頭則光君)</p>	<p>介護福祉課長。</p> <p>平野議員の質問にお答えいたします。 9ページ、民生費の住民税均等割世帯等支援給付金のそれぞれ件数を知りたいということで、お答えいたします。 この中身を少しお話しますと、令和5年度の住民税均等割のみ課税をされている世帯へ1世帯当たり10万円を給付する事業と、それからそれに付随する、均等割世帯のうち18歳以下の児童がいる世帯へ5万円給付する。それからもう一つありまして、昨年度行っております、住民税非課税世帯の7万円給付する事業を昨年度末に実施していますが、その世帯のうち、18歳以下の子供を扶養している方に、児童1人当たり5万円を給付するという内容で、3本内容があります。 その上で1つ目、住民税均等割のみ課税世帯の件数です。こちらで把握した件数は564世帯になります。ただし、予算は少し多めに上げてありまして、600世帯分計上しているところです。 続きまして、均等割世帯のうち18歳以下の子供を扶養している</p>

<p>答弁</p>	<p>松林議長 税務課長 (堤 雅之君)</p>	<p>方の対象人数ですが、こちらも130世帯分計上しております。</p> <p>続いて、最後の非課税世帯で18歳以下の方を扶養している部分の人数ですが、すみません、ちょっとお待ちください。こちらは353件、予算書上だと400件計上しているところです。</p> <p>以上です。</p> <p>税務課長。</p> <p>それでは、定額減税調整給付金の件数をお答えしたいと思います。</p> <p>先ほどの介護福祉課の世帯とは異なりまして、こちらは人に対して行うものになりますので、件数と人数は同じものになりますが、今のところ5,400から5,500の間の数値になるものと考えております。というのは、住民税の賦課確定が6月1日ですので、まだ算定している途中でございます。昨日時点で押さえたところでは5,402人という数字は出ておりますが、まだ確定しておりませんので、大体幅を持たせて5,400から5,500人程度と見ているところです。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長 11番 (平野敏彦君)</p>	<p>11番。</p> <p>ありがとうございます。なるほどなと分かりました。</p> <p>それで、もう1点。これの実施の方法どういう形で、個人から申請出させるのか、町で通知するのか。いつ頃、実際に時期はいつ頃になるのか。この2点。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長 介護福祉課長 (澤頭則光君)</p>	<p>介護福祉課長。</p> <p>申請方法になりますが、あらかじめ対象者把握している方については、こちらから申請書をお送りしまして、同封している返信用の封筒に申請書を入れて、申請書を出してもらおうという形を予定しております。</p> <p>それから申請の時期、手続の時期になりますが、この議会が終わりましたら、要綱等整備すぐできるような状態にもうしてありますので、連休明けですね。早ければ連休明けの第1週目に送付する予</p>

		<p>定にしております。ちょっと遅ければ次の週になるかもしれませんが、一応そのくらいの時期で手続を進めたいと考えております。</p> <p>以上になります。</p> <p>松林議長</p> <p>税務課長。</p> <p>松林議長</p> <p>税務課長 (堤 雅之君)</p> <p>それでは、税務課の定額減税調整給付金のほうをお答えいたします。</p> <p>こちらは、先ほど言った5,400ちょっとの対象者に対しては、順調にいきますと6月の下旬から7月にかけて通知できるものと考えております。早い方であれば7月中に給付を受けられるものと思っております。実際通知する上では、受付期間を8月末、あるいは9月末と今のところ想定しておりますので、10月末ぐらいには全て給付が終われるものと見込んでおります。</p> <p>以上です。</p> <p>松林議長</p> <p>ほかにごございませんか。</p> <p>(議員席) **「なし」の声**</p> <p>松林議長</p> <p>なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。</p> <p>以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから、討論を行います。討論ございませんか。</p> <p>(議員席) **「なし」の声**</p> <p>松林議長</p> <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから、議案第31号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(議員席) **「なし」の声**</p> <p>松林議長</p> <p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>松林議長</p> <p>閉会中の継続調査の申し出</p> <p>日程第13、委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。</p> <p>議会運営委員長から、所掌事務の調査について、会議規則第75</p>
--	--	--

		<p>条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。</p>
日程終了	<p>(議員席)</p> <p>松林議長</p>	<p style="text-align: right;">** 「なし」 の声 **</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。</p>
町長挨拶	<p>松林議長</p> <p>副町長 (小向仁生君)</p>	<p>以上で、本臨時会の会議に付された事件は全て議了いたしました。</p> <p>ここで、副町長から発言したい旨の申出がありましたので、これを許します。</p> <p>演壇にてお願いします。</p> <p>副町長。</p> <p>閉会に当たり、町長に代わりまして一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>令和6年第1回おいらせ町議会臨時会におきまして、議員の皆様には、ご多用中のところご参集いただきました。また、提案いたしました全ての議案について議決賜り、厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、近年は桜の開花も早く、既にソメイヨシノの見頃も終えましたが、まだゴールデンウイーク中ですので、議員の皆様も下田公園、いちょう公園にぜひお立ち寄りいただき、八重桜と初々しい若葉が香る心地よい季節を満喫していただければ幸いと存じます。</p> <p>最後になりますが、議員の皆様には健康に留意されまして、ますますのご健勝とご活躍をご祈念申し上げ、閉会に当たっての挨拶といたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>
閉会宣言	<p>松林議長</p>	<p>これで、会議を閉じます。</p> <p>これをもちまして、令和6年第1回おいらせ町議会臨時会を閉会いたします。</p>

	事務局長 (佐々木拓仁君)	大変ご苦勞さまでございました。 修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。 (閉会時刻 午前11時51分)
--	------------------	--

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 6 年 6 月 6 日

議 長 松 林 義 光

署名議員 小笠原 伸 也

署名議員 大 浦 陽 子